

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等（※）の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します！

※ 小学校等とは、小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等をいいます。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

【特例の対象となる企業・特例措置の内容】

- **臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業**

*** 有給の休暇は、労働基準法に定める年次有給休暇とは別である必要があります。**

※ 就業規則の改定による新たな休暇制度の導入を必ずしも求めるものではありません。

- **令和2年2月27日から3月31日までに取得した有給休暇が対象です。**

助成内容

令和2年2月27日から3月31日において、**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額**

- * 1日1人当たり**8,330円**を助成の上限とします。
- * 大企業、中小企業ともに同様です。

*** 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子の保護者に対する有給の休暇に関しても、対象となります。**

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急に周知します。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局から周知します。

新型コロナ 休暇支援

検索



新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

●事業主

- ①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

※ 年次有給休暇の場合と同様

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

- ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

- 支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業ともに同様。

- 適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主が対象です。

＜「影響を受ける」事業主の例＞

- ・ 中国人観光客の宿泊が無くなった旅館・ホテル
- ・ 中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等
- ・ 中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

※総売上高等に占める中国(人)関係売上高等の割合は、前年度または直近1年間(前年度が12か月ない場合)の事業実績により確認しますので、初回の手続の際に、中国(人)関係売上高等の割合を確認できる書類をご用意ください。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年3月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとしてします。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、中国(人)関係売上高等の割合を、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】(3月中旬より追加予定)

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度（大企業：1/2 中小企業：2/3）

- 雇用調整助成金の対象事業主が行う、感染症拡大防止に資する、一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業等も対象となることを明確化。
- 更に、自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ。

第1弾（2月14日～）		拡充案
		緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）
日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業 等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒全業種 (2月28日に先行拡充済)	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒1か月10%以上低下)	同左	生産指標要件 →満たすものとして扱う
被保険者が対象	同左	非正規を含めた雇用者
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	同左	4/5（中小）、2/3（大企業）
計画届の事後提出を認める (1月24日～3月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	

中小企業事業主の皆さまへ

「時間外労働等改善助成金」 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入
に取り組む中小企業事業主を支援します！

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 (※試行的に導入している事業主も対象となります)
助成対象の 取組	・ テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・ 就業規則・労使協定等の作成・変更 等 (※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません)
主な要件	事業実施期間中に ・ 助成対象の取組を行うこと ・ テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象 となる事業 の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より 前のものも助成対象とします。 〕
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

(注) 令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があり得ます。



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	□	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		□	労務管理担当者に対する研修
		□	労働者に対する研修、周知・啓発
		□	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

ご利用の流れ

- 1 「時間外労働等改善助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出 **(締切は5月29日(金))**
 ※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

- 2 これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
 ※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

- 3 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに**支給申請** **(締切は7月15日(水))**
 ※ 厚生労働省から支給されます

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
 東京YWCA会館3階

テレワーク 相談

検索

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

○本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。

○他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始することとする。

○特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。

※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成 上限額：50万円